

(平成 25 年度)

《談合防止対策に係る入札契約制度の改正等について》

高知県

1 入札制度の見直し

(1) 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

① 工事費内訳書の提出の義務付け

- 2,500 万円以上の工事に工事費内訳書の提出を義務付け
- 今後、計画的に対象を拡大

〔予定〕

平成 26 年 4 月 1,000 万円以上の工事

平成 27 年 4 月 500 万円以上の工事

※ 上記の状況を検証した上で、更なる拡大を検討

- 施行期日

平成 25 年 5 月 1 日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用

② 入札結果等に基づく談合疑義のチェックの継続

- 談合情報等対応マニュアルに基づき、入札結果や落札結果等により談合が疑われる事実を把握した場合は、事業者の事情聴取や公正取引委員会及び警察本部への通報を実施

③ 事務所ごとの落札率等の公表

- 事務所ごとの土木一式工事の落札率等を毎年公表
 - ・ 落札率、事業者別年間受注額及び受注割合
 - ・ 平成 24 年度分から公表

(2) 適切な入札手続の執行のための入札制度の見直し

- 総合評価方式における施工計画の審査を入札書の提出期限後開札前に行うよう手順を変更

- 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用

(3) 談合が行われにくい入札制度の見直し

① 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大

ア 施工計画の配点を拡大

- 企業 6、技術者 6、施工計画 8 → 企業 4、技術者 4、施工計画 12

イ 施工計画を求める工事の拡大

- 難易度の高い工事などで積極的に活用

ウ 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用

- ② 談合により受注した工事の総合評価方式における評価の取扱い
- 国、県、市町村等が高知県内で発注した公共工事のうち、談合により受注した工事（今般の独占禁止法違反の事案以後）については、総合評価方式における企業の評価（同種・類似工事の実績、同種・類似工事の工事成績及び優良工事表彰）の加点の対象とはしない。
 - 施行期日
平成 25 年 3 月 18 日以後新たに行う入札公告から適用
- ③ 競争性の確保
- ア 入札参加資格の拡大
 - 土木一式A等級の事業者のみを入札参加資格とする入札の一部にB等級同士のJVの入札参加資格を認める。
（工法的に比較的簡易な工事）
 - 施行期日
入札参加者基準及び共同企業体の特例について（24高建管第782号土木部長通知）による運用の終了後に新たに行う入札公告から適用
 - イ 一般競争入札の対象工事の拡大
 - （ア）原則一般競争入札としている下限額を引き下げ
 - 5,000 万円→**3,000 万円**
 - 今後も段階的に引き下げ
 - （イ）一般競争入札を適用できる下限（1,000 万円）を撤廃
 - 過去の入札状況等を基に少額の工事でも一般競争入札を実施
 - 価格のみによる一般競争入札も実施
 - 施工能力は施工実績を入札参加資格要件に規定することにより確保
 - （ウ）県の入札事務の簡素化
 - 技術審査会の簡素化
 - （エ）施行期日
平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用
 - ウ 一般競争入札の地域要件の設定範囲の拡大
 - 工事内容等に応じ、一定の競争性を確保するよう入札に参加できる事業者の地域の設定範囲を拡大
（例）所内事務所の範囲（12ブロック）→土木事務所の範囲（6ブロック）
 - 地域要件を一定の範囲にとどめることが適当な場合にも、金額により上位または下位のランクの事業者を加え競争性を確保
 - 施行期日
平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用

エ 指名競争入札の指名業者数の拡大

- 指名業者数は下限のみを規定し、8者（以上）とする。
（委託業務も同様。）
- 施行期日
平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う指名通知から適用

オ 予定価格の事後公表の拡大

- 予定価格の事後公表の下限額を引き下げ
 - ・ 5,000 万円→3,000 万円
 - ・ 今後も段階的に引き下げ
- 施行期日
平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用

（4）談合を行うに至った原因・背景に対応した入札制度の見直し

① ダンピング受注の防止

ア 調査基準価格

- 工事の支払実績を調査し、利益の状況等を検証
- 無理な受注となっていることが確認されれば調査基準価格等の引き上げを検討

イ 予定価格の上限拘束性

- 課題を整理したうえで他の都道府県との協議の場で議論し、国等へ要望することを検討

② 総合評価方式における加算方式による評価値の算出の試行

- 国や他県の加算方式の事例を参照しながら過去の入札案件でシミュレーションを行い、その効果を検証し、平成 25 年度中に試行予定

③ 事業者の経営力の強化（協業化及び合併の促進等）

ア 平成 25 年度から平成 27 年度までの間に協業化等を行った場合は、そのメリットの付与期間を延長

- 協業化 5 年→7 年
- 合併 1 年→2 年

イ 協業化等についてのアンケート調査を実施し、協業化等が進んでいない原因を把握・分析したうえで、新たな対策を検討

ウ 新分野進出に係る実態調査を実施し、新たな対策を検討
（協業化等のアンケート調査はこの中で実施）

2 ペナルティーの強化

(1) 指名停止期間の見直し

① 独占禁止法違反

| 区 分 | 現 行 | 改 正 |
|----------|------------------|------------------|
| ア 県発注工事 | 3月～14月 標準：10月 | 6月～24月 標準：12月 |
| イ 県内業務 | 2月～14月 標準：8月 | 5月～20月 標準：10月 |
| ウ 県外公共工事 | 1月～14月 標準：6月 | 4月～16月 標準：8月 |

② 談合罪（県発注工事）

| 区 分 | 現 行 | 改 正 |
|---------|------------------|------------------|
| ア 代表役員等 | 4月～18月 標準：12月 | 7月～28月 標準：14月 |
| イ 一般役員等 | 3月～14月 標準：10月 | 4月～24月 標準：12月 |
| ウ 使用人 | 3月～14月 標準：6月 | 4月～24月 標準：8月 |

※ 談合罪のその他の区分、贈賄罪についても同様の考え方で見直し

③ 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後に不正行為等が行われたものから適用

(2) 独占禁止法等における再度の違反

① 指名停止に係る遡及期間

○ 3年→5年

② 指名停止期間の加算

○ 2月→標準月数の5割

③ 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後に不正行為等が行われたものから適用

(3) 独占禁止法違反における主導的立場に対する指名停止期間の加算

○ 2月→標準月数の5割

○ 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後に不正行為等が行われたものから適用

(4) その他のペナルティの強化

① 指名停止事由の追加

| 指名停止事由 | 指名停止期間 |
|---|----------------|
| 談合情報等対応マニュアルに基づく見積根拠資料提出や 事情聴取に正当な理由なく応じない場合 | 1月～4月 標準：2月 |

○ 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後に不正行為等が行われたものから適用

※ 入札に関して、指名を受けたことや入札参加予定を他者に漏らした場合の取扱いについては、その意図、結果等にも様々な態様があり得ることから、個々の事例について、各部署の談合情報等調査委員会や高知県談合情報等審査会において審議した上で、現行の指名停止措置要綱及び取扱いに基づいて対応を決定する。

〈参照規定〉高知県指名停止措置要綱の取扱い別表第2関係の6

| |
|---|
| 6 県発注工事に関して、入札等の情報を不正に聞き出そうとするなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合：1月～14月 |
|---|

② 総合評価方式における減点項目の新設

○ 独占禁止法違反等による指名停止を受けた場合は、△10点
(公告日以前1年間に指名停止を受けていた場合)

○ 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告及び指名通知による工事等に係る独占禁止法違反等から適用

③ 入札参加資格における地域点数の減点

○ 入札参加資格における地域点数の減点の下限を撤廃
・△60点→制限なし(△10点×指名停止月数)
(審査基準日前1年間に指名停止を受けていた場合)

○ **平成 27 年度**の入札参加資格の格付から適用

3 コンプライアンスの徹底

(1) 研修会の継続実施

○ 事業者、職員を対象としたコンプライアンス研修を毎年継続して実施
・日曜日の開催など多くの参加者が得られるように検討

(2) 独占禁止法違反とされた事業者への実地調査の継続

○ 独占禁止法違反とされた事業者について、コンプライアンスに係る基本方針に基づく取組状況を今後も定期的に実地調査等により確認

(3) コンプライアンスに係る基本方針の策定状況の入札参加資格の格付への反映

○ 事業者にコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを2ランク又は最下位のランクへ引き下げ

○ **平成 26 年度**の入札参加資格の格付から適用

《その他の入札契約制度の改正》

1 現場代理人の常駐緩和

(1) 国の経済対策に伴う補正予算等の執行のため、平成 25 年度に限り、現場代理人の常駐義務の要件を緩和し、兼務を承認する対象を拡大

〈現行〉

○請負対象金額 250 万円未満の工事（件数の限度なし）

○請負対象金額 2,500 万円未満の災害復旧工事（件数の限度なし）

〈平成 25 年度〉

○請負対象金額 250 万円以上 2,500 万円未満の工事（2 件）を追加

（平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用）

(2) 土木構造物の維持管理業務委託に係る現場責任者と現場代理人について、平成 25 年度に限り、現場代理人同士の兼務の場合と同様、兼務を承認

（平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用）

2 総合評価方式の改正

企業の評価における評価項目について、地域性・社会性評価として、「BCP の認定の状況」を追加

（平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用）

3 建設工事請負契約書等の改正

受注者から請負代金の前払金の返還を受ける場合の遅延利息等の利率を年 3.0%（改正前：年 3.1%）に改正

（平成 25 年 4 月 1 日以後新たに契約するものから適用）

4 低入札価格調査制度の取扱いの改正

低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札において、低入札者に係る失格調査等を、従来の見積内訳書に代えて、工事費内訳書に基づき実施

（平成 25 年 5 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用）

《お知らせ》

上記の改正内容の要領等については、近日中に高知県土木部建設管理課ホームページに掲載しますのでご確認をお願いします。

問合せ先

高知県土木部建設管理課

契約担当 TEL 088-823-9813

建設業担当 TEL 088-823-9815